

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年11月6日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 6 国名：イラン 担当：産業開発・公共政策部  
案件名：政府系ビルのESCO導入にかかるパイロット事業実施プロジェクト

1 契約予定期間：2014年1月上旬～2017年12月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外におけるESCO・省エネルギーに係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年11月20日から2013年11月22日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年11月20日から2013年11月25日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年12月6日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 12月中旬
- (5) 契約交渉 : 12月下旬

5 業務の目的

イラン国は世界全体の石油埋蔵量の10.9%を占め、日産400万バレルを有する世界有数の産油国である。他方、イラン国内のエネルギー総消費量もエネルギー総生産量の44%に達しており、経済成長を牽引する石油輸出量確保のために自国内でのエネルギーの効率的利用が課題となっている。セクター別のエネルギー消費割合は、住宅部門が33%と最大であり、運輸部門24%、産業部門24%、業務部門が8%と続いているが、特に、業務部門・住宅部門に当たる一般の建築物でのエネルギー消費量は絶えず伸びており、国全体のエネルギー総供給量の40%程度までのぼっているため、建物における省エネルギーの推進は、イラン国エネルギー省の喫緊の課題となっている。

JICAはイラン国において開発計画調査型技術協力プロジェクト「ビルの省エネルギー管理と関連法令整備のための調査」（2010年05月～2011年11月）を実施し、ビル分野の省エネルギー推進のためのロードマップ及びアクションプランの策定に係る支援を行った。同調査の中で、既存ビルの省エネルギーの推進には、ESCO（Energy Service Company）事業者の活用が有望であることが特定された。また、補助金合理化法（2010年12月制定）及びエネルギー消費パターン改革法（2011年3月制定）が相次いで制定され、省エネルギーを推進するための上位政策が整備されつつあることが確認されている。

このような状況下で、イラン国エネルギー省は我が国に対して、政府系ビルを対象としたESCO推進事業に係る能力強化の技術協力プロジェクトを要請した。

6 業務の範囲及び内容

(1) プロジェクト概要

ア 業務対象地域

テヘラン市を中心とした大都市

イ プロジェクト実施体制（イラン側）

エネルギー省電力エネルギー生産性経済局（MOE OIPEEE）

エネルギー省イラン省エネルギー機構（SABA/IEEO）

イラン省燃料消費最適化機構（IFCO）

(2) 業務内容

ア ワークプランの策定・協議

イ 合同調整委員会（JCC）の設置及び定期開催支援

ウ イランでのESCO事業推進のための体制整備に係る活動

(ア) ESCO協会設立のための体制、規則、ガイドライン整備支援

エ 政府系ビルへのESCO導入に係る、エネルギー省/ESCO協会の能力強化に係る活動

(ア) ESCO導入に係る施策、マニュアルの検討・整備

(イ) ESCO契約雛形等の整備

(ウ) 普及啓発・研修能力の育成

(イ) ビル省エネ政策・法制度、資金メカニズムに係る事例紹介

オ 政府系ビルへのESCO導入に係る、検討・促進に係る活動

- (7) ESCO事業者の能力強化に係る技術支援
- (イ) ESCO事業者による政府系ビルのエネルギー診断に係る技術支援
- (ウ) ESCO事業者による政府系ビルのパイロット事業実施支援
- (I) パイロット事業モニタリングに係る技術支援
- カ 政策提言に係る活動
  - (7) ESCO導入に係る政策提言
- キ 本邦研修の実施
  - (7) ビル省エネルギー政策・法制度、資金メカニズムに係る事例紹介
  - (イ) パイロット事業実施とモニタリングに係るフォローアップ

## 7 成果品等

- (1) 業務計画書（第1次、第2次） (2014年1月上旬、2015年10月中旬)
- (2) ワークプラン（第1次、第2次） (2014年4月上旬、2015年11月中旬)
- (3) プロジェクト業務進捗報告書（第1次） (2015年8月下旬)
- (4) プロジェクト業務完了報告書 (2017年12月上旬)
- (5) 技術協力成果品
  - ア ESCO導入マニュアル（英文） (2015年8月下旬)
  - イ ESCO契約書雛形（英文） (2015年8月下旬)
  - ウ 政府系ビルのエネルギー診断に係る提案書（英文） (2015年8月下旬)
  - エ 政府系ビルのパイロット事業実施に係る提案書（英文） (2015年8月下旬)
  - オ 政府系ビルのパイロット事業のモニタリング手法に係る提案書（英文） (2017年12月上旬)

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/ESCO普及制度(評価対象予定者)
- (2) ESCO/省エネルギー技術(熱)
- (3) ESCO/省エネルギー技術(電気)

## 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定。
- ・2013年2月に詳細計画策定調査実施済み。
- ・2013年10月にR/D取付済み。
- ・本案件の専門家は、日本国政府の施策「緑の未来協力隊」( )のひとつとして位置づけられる。専門家としての活動自体は通常の技術協力と同様であるが、「緑の未来協力隊」への趣旨を理解し、緑の未来協力隊ホームページへの活動記録の公表等、広報活動について協力を行う(右協力の有無による契約金額等の変動はない)。

緑の未来協力隊：日本政府は、平成24年6月の国連持続可能な開発会議(リオ+20)での玄葉大臣の政府代表演説の中で、環境未来都市の世界への普及、世界のグリーン経済への移行、強靱な社会づくりの3本柱を中心とする貢献策「緑の未来」イニシアティブを発表。グリーン経済への移行のための具体的支援の一環として、今後3年間で1万人規模の「緑の未来協力隊」を編成して途上国の人づくりに協力することを表明した。

緑の未来協力隊ホームページ：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/mmk/index.html>

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。